

**江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール
指定管理者（候補者）の推薦について**

令和２年８月

**江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
地域振興部スポーツ振興課所管
公の施設に係る指定管理者選定評価専門部会**

目 次

I	施設の概要	P 1
II	指定管理者(候補者)	P 4
III	選定方法	P 6
IV	選定結果	P 8

<< 参考資料 >>

財務状況診断（詳細）	P 1 0
選定基準	P 1 5
評価点数（詳細）	P 1 6

I 施設の概要

1 施設概要

(1) 江東区営潮見野球場・庭球場

- ・所在地 江東区潮見 1－1－1
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)
- ・開設年月日 昭和43年4月27日(野球場)
昭和60年8月10日(庭球場)

(2) 江東区営亀戸野球場・庭球場

- ・所在地 江東区亀戸 2－6－50
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)
- ・開設年月日 昭和45年7月1日

(3) 江東区営深川庭球場

- ・所在地 江東区富岡 1－17－9
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)
- ・開設年月日 昭和50年4月1日

(4) 江東区営豊住庭球場

- ・所在地 江東区東陽 6－1－13
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)
- ・開設年月日 昭和43年9月1日

(5) 江東区営東砂庭球場

- ・所在地 江東区東砂 1－2－13
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)
- ・開設年月日 昭和55年11月5日

(6) 江東区営荒川・砂町庭球場

- ・所在地 江東区東砂 3－28－13
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例（昭和43年7月江東区条例第24号）
- ・開設年月日 平成5年8月1日

(7) 江東区営新砂運動場

- ・所在地 江東区新砂 3－9－1
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・設置条例 江東区営運動場条例（昭和43年7月江東区条例第24号）
- ・開設年月日 昭和62年12月5日

(8) 夢の島総合運動場

- ・所在地 江東区夢の島 1－1－2（屋外スポーツ施設事務所）
- ・設置の目的 区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため
- ・設置条例 江東区夢の島総合運動場条例（平成6年3月江東区条例第14号）
- ・施設の概要 ①夢の島野球場（下記参照）
②夢の島少年野球場（下記参照）
③夢の島競技場（下記参照）

① 夢の島野球場

- ・所在地 江東区夢の島 1－1－1
- ・設置の目的 区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため
- ・設置条例 江東区夢の島総合運動場条例（平成6年3月江東区条例第14号）
- ・開設年月日 昭和52年4月1日

② 夢の島少年野球場

- ・所在地 江東区夢の島 1－1－1
- ・設置の目的 区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため
- ・設置条例 江東区夢の島総合運動場条例（平成6年3月江東区条例第14号）
- ・開設年月日 昭和53年8月1日

③ 夢の島競技場

- ・所在地 江東区夢の島 1－1－2
- ・設置の目的 区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため
- ・設置条例 江東区夢の島総合運動場条例（平成 6 年 3 月江東区条例第 14 号）
- ・開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日

（9）江東区営越中島プール

- ・所在地 江東区越中島 1－3－23
- ・設置の目的 区民の体位向上を図るため
- ・設置条例 江東区営プール条例（昭和 42 年 7 月江東区条例第 22 号）
- ・開設年月日 昭和 45 年 7 月 30 日

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 その他

指定管理者として江東区から指定された者は別途、下記の区直営施設の業務委託契約を結ぶものとする。

（1）夢の島東少年野球場

- ・所在地 江東区夢の島 3－3
- ・設置の目的 少年野球施設として江東区内の少年野球団体が使用し、少年の体位向上を図るため
- ・施設面積 17,716 m²（江東区分 12,944 m²、供用部分 4,772 m²）
- ・施設内容 野球場 2 面

（2）豊住ゲートボール場

- ・所在地 江東区豊住 6－1－13
- ・設置の目的 区民の体位向上並びに体育の普及及び振興を図るため
- ・施設面積 1,771.31 m²
- ・施設内容 ゲートボール場 3 面

Ⅱ 指定管理者（候補者）

1 指定管理者（候補者）の概要

(1) 名称 江東スポーツ施設運営パートナーズ（共同事業体）
（以下「パートナーズ」と表記）

所在地 東京都江東区大島一丁目9番8号

代表者 株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 昌

構成団体 ①株式会社フクシ・エンタープライズ（代表団体）

所在地 東京都江東区大島一丁目9番8号

代表者 代表取締役 福士 昌

従業員数 2,014名

資本金 5,000万円

事業実績 江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール
指定管理者（代表団体・平成23年度～現在・2期）
豊洲西小学校体育館棟地域開放運営業務委託
墨田区総合運動場指定管理者（代表企業）
青梅市立総合体育館・体育施設指定管理者（代表企業）
武蔵野市総合体育館・体育施設指定管理者（代表企業）
その他多数実績あり

②有限会社アクアティック

所在地 東京都江東区木場五丁目6番36-1003号

代表者 取締役 伊藤 歩

従業員数 60名

資本金 350万円

事業実績 江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール
指定管理者（構成団体・平成23年度～現在・2期）
江東区深川北スポーツセンター屋内プール業務委託
ブリリアマーレ有明タワー&ガーデンプール業務委託

③天龍造園建設株式会社東京支店

所在地 東京都江東区東陽三丁目11番7号

代表者 取締役支店長 塩崎 敏裕

従業員数 55名

資本金 7,000万円

事業実績 江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール
指定管理者（構成団体・平成 23 年度～現在・2 期）
江東区夢の島区民農園指定管理者
静岡県営遠州灘海浜公園指定管理者（代表団体）
静岡県営浜名湖ガーデンパーク指定管理者

④日本体育施設株式会社

所在地 東京都中野区東中野三丁目 2 0 番 1 0 号

代表者 代表取締役 奥 裕之

従業員数 122 名

資本金 4,350 万円

事業実績 江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール
指定管理者（構成団体・平成 23 年度～現在・2 期）
品川区運動施設管理業務委託
中野区運動施設等指定管理者（代表団体）
北九州市立本城球場等指定管理者（代表団体）
町田市立野津田公園指定管理者

その他多数実績あり

Ⅲ 選定方法

1 公募選定の方法

(1) 一次審査

申請時に提出された書類について、主に事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、評価した結果、応募した1団体が審査通過となった。

(一次審査通過基準：配点の6割以上)

(2) 二次審査

一次審査を通過した団体に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、一次審査結果との総合評価により、選定評価委員会に推薦する指定管理者候補者を選定した。

(一次・二次審査の得点を合計し、8割以上をA、6割以上をB、6割未満をCと評価する。B評価以上の得点の高い団体から推薦順位を決定)

2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和2年2月10日	第1回スポーツ振興課所管施設 専門部会	公募、非公募の決定
令和2年4月30日	第2回スポーツ振興課所管施設 専門部会	募集要項（案）、選定基準 （案）の決定
令和2年5月18日	第2回公の施設に係る指定管理 者選定評価委員会	募集要項、選定基準の決定
令和2年5月21日		募集要項の公表
令和2年6月10日		公募説明会・施設見学会
令和2年6月19日		申請書受付開始
令和2年6月26日		受付終了
令和2年6月29日 ～7月3日		一次審査(書類審査)
令和2年7月17日		二次審査(プレゼンテーシ ョン・ヒアリング)
令和2年7月17日	第3回スポーツ振興課所管施設 専門部会	選定評価委員会に推薦す る候補者を選定

3 部会員名簿

スポーツ振興課所管施設専門部会

	職名	氏名
部会長	地域振興部長	伊東 直樹
副部会長	スポーツ振興課長	市村 克典
部会員	地域振興部参事(地域振興課長)	岩井 健
部会員	スポーツ振興係長	菅原 広盛
部会員	スポーツ事業担当係長	加納 正裕
外部有識者		

Ⅳ 選定結果

1 応募状況

(1) 公募説明会・施設見学会 出席事業者数 2 団体(7 名)

(申込 3 団体中、1 団体が説明会前に辞退)

(2) 指定申請書提出団体数：1 団体(パートナーズ)

2 一次審査の結果（書類審査）

評価項目	合計	パートナーズ 平均評価点
I. 受託する姿勢や意欲	10	9.2
II. スポーツ振興に対する考え方	40	30.6
III. 施設の管理運営に対する考え方	50	36.6
IV. 施設の運営体制	25	20.6
V. 法人の運営状況	20	16.2
VI. 開設前準備	5	4.2
合計	150	117.4

3 二次審査の結果（プレゼンテーション）

評価項目	合計	パートナーズ 平均評価点
I. 法人本部の理念・管理体制	15	12.6
II. 提案の実現性・具体性	25	20
III. 施設運営	50	38.6
IV. 総合所見	10	8.8
合計	100	80

4 最終評価

(1) 合計得点

	団体	一次審査	二次審査	総得点	評価	順位
1	パートナーズ	117.4 点	80 点	197 点(78.8%)	B	1 位

※総得点は小数点以下、四捨五入

(2) 専門部会意見

- 1社のみの申請ではあるが総得点は8割近い得点である。また江東区ですでに2期指定管理を受託していることや、他の複数の自治体で指定管理を受託しており、区の施設を管理する能力を十分有していると判断できる。
- 江東区長期計画及びスポーツ推進計画を十分理解し、オリンピック・パラリンピックレガシー創出のための事業をはじめ、様々な新規事業を提案していることは高く評価できる。

5 財務状況審査

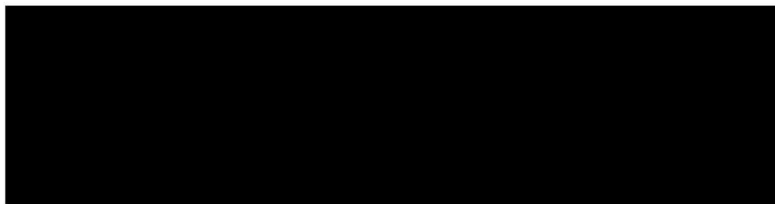
総合評価：B(5段階評価)

代表企業に対する外部による財務診断の結果、過去3年分の総合評点(100点満点)はいずれも80点台で高い評価である。特に「効率性」「長期安全性」の評価が高く、黒字経営も続いており、借入金の期末残高も0円であることから、財務面に懸念はないと思われる。

※詳細は別紙「指定管理者の財務状況診断について」のとおり

6 外部有識者への意見聴取

氏名
略歴



意見等

- 地元企業への再委託率の高さやシルバー人材センターへの業務委託、地域スポーツクラブとの共催事業といった、地域の人材等を施設で活用する方針は高く評価できる。
- 障害者スポーツ事業の実施にあたり、職員に障がい者スポーツ指導員の資格取得をさせ、障害者スポーツの普及・推進を図っていることは評価できる。またパラスポーツをより身近に感じられる機会としての車椅子テニス教室の通年実施や、トップアスリートに直接指導を受けられるオリンピック・パラリンピアン・パラリンピアン・のスポーツ教室を展開するなど、オリンピック・パラリンピックを見据えた具体的な事業を提案できている。
- 2期にわたり築き上げた各種地域団体との連携実績をベースとし、更に新たな連携先を開拓して地域コミュニティの活性化を図ることを期待する。

江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営越中島プール指定管理者選定基準

指定管理者の候補者選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定することとなっている。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

当該条例の定めに従い、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行う。

- (1) 利用者の平等で安全な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 屋外スポーツ施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 屋外スポーツ施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること
- (4) 屋外スポーツ施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) 屋外スポーツ施設の事業計画が区の方針を理解したものであること
- (6) 屋外スポーツ施設の事業計画が地域や関係団体と連携したものであること